

## 令和5年度第1回京都市障害者施策推進審議会作業検討部会（摘録）

1 日 時 令和5年8月16日（水）午後2時～午後4時

2 場 所 京都市役所分庁舎4階 第6会議室

3 出席者

### （1）委員

赤穂美恵子委員、井川恵美子委員、上田克枝委員、岡田多栄子委員、  
岡田まり委員（会長）、岡田幸美委員、岡山祐美委員、川田よしみ委員、  
小坂義夫委員、清水一史委員、塚崎直樹委員、長谷川唯委員、南祐一郎委員  
（13名、五十音順）

（欠席者：加藤太一委員、中西昌哉委員、森元峰子委員）

### （2）事務局

徳永博己保健福祉局障害保健福祉推進室長

須蒲浩二障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長

澤岡淳亮障害保健福祉推進室在宅福祉課長

北垣政治障害保健福祉推進室施設福祉課長

大塚真理子地域リハビリテーション推進センター企画課長

山口信義地域リハビリテーション推進センター相談課長

奥井茂雄こころの健康増進センター

南部美紀子子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課子育て支援担当課長

坂本貴文教育委員会指導部総合育成支援課長

## 4 議 題

### 議題1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

（1）説明：資料1にも基づき、事務局・須蒲課長から説明

（2）質疑

岡田（ま）会長

「ア 施設入所者の地域生活への移行」と「イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の国の数値目標が少しずつ変わっているがその理由は何か。

事務局・須蒲課長

施設入所者の地域生活への移行の移行者数については、改正後も変更ないが、施設入所者数の削減数については、1.6%以上から5%以上に見直された。これは、地域移行への取組や現行施設の老朽化に伴う改築等による定員数の見直しを加味した数値である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の数値が変わっているが、国によると各都道府県において第6期の数値目標の達成が難しい状況であるため、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している数値を基本として数

値目標を設定しているとのことである。

**小坂委員**

施設の老朽化ということであるが、今後、グループホームを増やし、施設入所地域へ移行を増やしていくという認識でよいか。

**事務局・須蒲課長**

お見込みの通りである。

**塚崎委員**

この議題で申し上げることではないかもしれないが、精神障害ある人の家族の希望として出ている問題点についてお伝えする。

家族の方々から引きこもりや医療に掛かっていない人について、どうしたらよいのかわからないといった御相談がある。医療機関に相談をしても、本人が来院できない場合は、診察が難しいと言われる。このような患者数等の数値として顕在化してこないような方をどのように考えるのか。

また、障害のある方の家族の中には、高齢化した際にどういった支援が受けられるのか、どこに問い合わせたらよいのかといったことを心配されている方が多い。

こういった問題も今後プランの策定を進める際に考慮をしていただきたい。

**議題2 次期障害福祉計画・次期障害児福祉計画の素案について**

(1) 説明：**資料2**及び**資料3**に基づき、事務局・須蒲課長から説明。

(2) 質疑

**岡山委員**

資料3 (4) 日常生活用具給付等事業②自立生活支援用具の利用件数及び⑥居宅生活動作補助用具が減っているのはなぜか。

**事務局・澤岡課長**

基本的にこれまでの実績に基づき、見込量を設定している。一方で、利用者の高齢化により65歳以上の方については、介護保険サービスを使用できる部分は利用していただいておりますが、現状の実績が減少してきている。そのため、その減少の傾きを見込量に設定をした。

**岡山委員**

地域移行が進むと利用件数も増加するかと思うので、その際には、それに応じて見込量を再設定してほしい。

また、施設入所者数の削減目標値について、新たに設定いただき、感謝する。国の基本方針では、入所施設の老朽化に伴う改修による施設入所定員数の減少やグループホームの設置促進による地域移行者数の増加想定しているが、京都

市も同様の想定か。

#### 事務局・北崎

京都市も国の基本方針と同様に老朽化に伴う改修あるいはグループホームの設置促進による地域移行者数の増加を想定している。グループホーム以外にも居宅生活への移行を進めていくため、新たにコーディネーターを配置するなど地域生活支援拠点を整備し、これまで以上に移行者を増やしていく。これら地域生活支援の充実を踏まえた数値設定である。

#### 岡山委員

脱施設のために入所者数を減らす目標を立てなければいけない。ヨーロッパでも同じような議論があり、脱施設のためではなく、グループホームへの資金が増加していることが指摘されている。大規模なグループホームの建設を阻止する制度はないのか。これについては権利条約でも日本に対して勧告が出されている。それに関してどのように考えているか。

#### 事務局・北垣課長

入所施設からの地域移行については、グループホームありきということではなく、居宅を含めた地域生活を支える支援の充実を図っていく必要がある。

大規模グループホームの建設に関する規制については、現段階で言及しかねるが、質の確保という点に関しては、グループホームに限らず障害のある方の生活を支えるサービスの維持・充実において非常に重要観点であり、今後具体的に検討を進めていきたい。

#### 岡田（幸）委員

資料3（3）コミュニケーション支援事業の手話通訳設置事業、養成事業の見込み量について、まず、手話通訳設置事業に関して言及すると、手話通訳を必要とする人は増えているはずであるにもかかわらず、令和5年の実績から11年の見込量まで数値がほとんど変わっていない。また、養成事業についても令和5年度から受講者の数がコロナの前に比べて減っている。コロナ禍以前の数値に戻していただきたい。

#### 事務局・須蒲課長

基本的には、直近過去3年間の実績をもとに見込み量を設定している。この間、コロナ禍ということもあり、そこだけ見ると減少している。一旦落ち込んだ数値を上げていくつもりではあるが、回復状況を見込むことが困難であることから、まずは令和5年度実績見込み数値を維持することを目標とする。計画期間6年間の間で見直す期間もあるのでその際には検討したい。

#### 岡田（幸）委員

コロナ禍の数値を用いて、見込量を決めるのはいかがなものか。養成事業に関

しては、コロナ禍前の夜の講座への申込数が 80 人以上、また昼と夜の部合わせて 150 人ほどの受講者がいた。コロナ禍前の数値を踏まえ、見込量を設定いただきたい。

また、今回の計画における見込量を根拠に毎年予算が決まると思うが、この見込量では、障害のある人に対する予算が減ってしまうことにもつながりかねない。

#### 事務局・須蒲課長

現時点では、どの程度コロナ禍前まで回復するのか見込みを立てにくい。先ほども申し上げたとおり、今回は、お示しした数値とし、今後、実績を踏まえ、見直しも検討したい。

#### 小坂委員

肢体障害者協会の会員の多くは、ヘルパー等の支援を受けながら自立生活を行っている。今後、高齢化により多くのヘルパーが必要となる。

そのような状況下において、障害者の枠と介護保険枠の狭間で悩んでいる人が多くいる。例えば、車いすの場合、肢体障害のある人の車いすというのは、なんでも良いというわけではなく、自分に合ったものを必要である。しかし、介護保険では、決まった車いすしか支給されない。このことを介護保険のケアマネージャーにうまく説明できないものも多数いる。

また、脱施設ということを行うだけであれば簡単であるが、現実問題として、地域で自立生活を送る方が増えれば増えるほど、多くのヘルパーが必要となる。

前回の本会議で一部の委員から介護報酬を上げればヘルパーが増えるのではないかといった意見が出ていた。この意見に関し、否定しないが、正直なところ、労働人口が減少し、少子高齢化が進む中、ヘルパーの担い手が増える可能性は低いと考える。

このようなヘルパーの担い手の不足に関する問題について、京都市としては、どのように考えているか。

#### 事務局・澤岡

利用者が 65 歳以上の方であるならば、介護保険を利用できる部分は、利用いただく。一方、日常生活用具や補装具になどに関して、障害福祉サービスには項目があるが、介護保険には項目が無いものもある。その場合には、一律、介護保険を使うのではなく、障害福祉サービスを使える場合もある。

しかし、これに関しては、ケアマネージャーが知識不足で知らないというケースもあるため、ケアマネージャーに向けた障害福祉サービスに対する理解を深めるための研修の取り組みを行う等の充実を図っていきたい。

人材確保の問題については、御指摘の通り、今後、施設から居宅へ地域移行を進めていくとよりヘルパーの人材不足が更に問題となる。これについては、労働人口が減少していく中、簡単に解決をできる問題ではない。

サービス報酬の改善については、これまでから国に訴えており、段階的に改善されてきたところではあるが、まだ足りない部分もある。しかし、サービス報酬

の改善が、ヘルパーの増加に直結するかということそうではない。まだ、何も決まっているわけではないが、大学と福祉等あらゆるマッチングの方法を検討していく必要があると考える。

#### 小坂委員

知的障害のある人がヘルパーとして施設で働いているケースが多くある。

このケースにおいては、ほとんどの場合、施設で働くことで成立している部分がある。実際、居宅介護に障害のあるヘルパーがひとりで行って対応するという事は、不可能だと思う。脱施設によって、このような障害のある人がヘルパーとして働く機会を失い、ヘルパー人材の不足に拍車がかかる。

また、前回の審議会の本会において示された施設入所待機者調査結果等において、施設入所を希望する方が多かったというのも事実ではある。単に一人暮らしをすることだけが自立ではなく、障害のある方それぞれの希望に応じ、グループホームや施設入所等、その方が一番安定する形で生活ができるよう考える必要がある。

ヘルパーの需要と供給を考慮しつつ、より多くの障害のある方が安定した生活を送ることができる環境を整えることが何より重要であると考えます。

#### 事務局・澤岡

施設入所、グループホーム、居宅のそれぞれに良いところがあり、何よりも障害のある方が希望するサービスを受けることができるよう、サービスを行き渡らせることが重要であると認識しているため、いただいたご意見を今後の参考としたい。

#### 岡田（ま）会長

障害のある方が情報を持った上で、納得して選択できることが重要である。

#### 長谷川委員

精神病床における退院患者の退院後の行き先について、家庭復帰は、家族のもとに帰るといった意味か。別に一人暮らしの項目も必要ではないか。

そして、精神病床における退院患者の退院後の行き先の④その他の内訳も教えてほしい。

#### 事務局・北垣課長

家庭復帰の考え方は、委員御指摘の通りである。

その他の内訳については、改めてお示しする。

#### 岡田（ま）会長

家庭に復帰といっても、1人暮らし等の多様な選択肢があるので、そのあたりを再度、御検討いただければ。

**小坂委員**

一人暮らしを追加するのであれば、住み慣れた地域での一人暮らしなのか、全く異なる地域なのか数値が分かれば内訳を追加いただきたい。

**事務局・北垣課長**

内訳などについて、改めて検討を行う。

**清水委員**

資料2の就労選択支援について、新規事業として、令和7年度から見込量が設定されているが、1353人と他の就労系サービスと比べても多い。この見込量の見込み方を教えてほしい。

**事務局・北崎**

1,353人の見込み方であるが、既存事業ではないため、新たに数値を設定したもの。当該サービスは、就労継続支援A型、B型等を新規で支給決定を受ける方に向けたものであるため、それらの方の過去の新規支給決定者数を踏まえ、見込量を設定した。

**清水委員**

京都市内でどのようなところがこのサービスを担うのか。

**事務局・北垣課長**

就労継続支援を現在行っている事業所を想定している。

**小坂委員**

就労選択支援のサービスは、どのような事業なのか。

**事務局・北垣課長**

どの就労系サービス等が本人の希望や能力とマッチしているのか本人に寄り添いながらサポートするサービスである。

**小坂委員**

どこの就労先がよいのかサポートしてあげる事業と考えてよいのか。

**事務局・北垣課長**

本人の就労先や就労サービスに関してよりよい選択ができるようにするためのサポートを行う事業との認識。

**岡田まり委員**

就労選択支援のサービスは就労移行支援とは何が違うのか

**事務局・北垣課長**

就労移行支援事業所については、選択先の一つであり、その選択の支援を行うのが本サービスである。

**小坂委員**

本人が希望することと現実との違いなどが出てきたとき、就労先を本人に寄り添いながら一緒に決めていく事業という認識でよいか。

**事務局・徳永**

就労選択支援のサービスは、具体的な就職を支援するのではなく、就労移行かA型またはB型のどの就労系のサービスを利用することが本人に適しているか決めることのサポートをするものである。

**岡田まり会長**

当然、これまでもこのような選択の支援をしてきたのではないのか。また新たなサービスを始めるものなのか。

**事務局・北垣課長**

これに関しては、新たなサービスとして令和7年度から施行されるもの。

**上田委員**

高校3年などの進路選択のときだけでなく、卒業してからも利用できるものなのか。

**事務局・北垣課長**

このサービスの対象は、これから就労系のサービスを利用される方以外にも現に就労系のサービスを利用されている方も含まれる。

**岡田（幸）委員**

今までも相談支援やジョブコーチ、職業相談室など、元々既存のサービスがあったのにそれを強化するための制度なのか、そうではなく全く別の新しい体制を構築するものどちらなのか。

**事務局・北垣課長**

これまでも就労に関する相談等は、このような事業にかかわらず、それぞれの相談事業所や様々な部門でしていただいているものであると思う。これらを新たに変更するというものではない。ただ、相談に関しては、一部ジョブコーチ制度などはあるが、就労に関する相談そのものが、必ずしも障害の報酬に反映されていないという状況を踏まえ、国においてこのようなサービスを導入したと考えている。私の口頭だけの説明では、分かりにくいので、改めてこのサービスの国資料等を後ほどお示しする。

#### 岡山委員

資料2に記載されている地域生活継続コーディネーターについて、とても良い取り組みだと思うが、制度具体的な内容を教えていただきたい。今後、地域移行を進める上で、施設入所者への情報提供や自立へのサポートをしていただきたい。また、行政におけるケースワーカーの情報提供の方法や考え方も地域生活を前提にしたものへ根本的に変えていくのも必要ではないかと思う。

#### 事務局・澤岡

地域生活継続コーディネーターは、今回の計画の目玉になりうるものと思っている。国の資料でも提言がされているため、是非、京都市でも実施をしたいと考えている。

これは、施設からの地域移行や精神科病院からの地域移行も含めて考えている。それだけではなく、計画を策定するにあたり昨年度実施をした生活状況調査等のアンケート調査において、知的障害や精神障害の親御さんの意見として「親亡き後」をご心配されている方が多かったことも踏まえ、施設入所やグループホームなども選択肢としては考えられるが、それに加えて在宅生活を継続していくということも支援出来るような形のコーディネーターを配置していきたいと考えている。どのような形にするかについては、これから検討を行うが、今ある相談支援事業、基幹相談支援事業、あるいは行政のケースワーカー、各ヘルパー事業所や諸施設などの事業所を連携させる、あるいは、障害のある人に必要な支援、本人が希望する地域生活を継続できるよう支援者をスーパーバイズする等をコーディネーターの方にやっていただきたいと考えている。

#### 岡山委員

地域生活の継続だけでなく、地域移行も含めるということであれば、どちら内容も分かるような名称にした方がいいかもしれない。

また、施設申込者調査や入所者調査の調査結果において、施設に申し込みをした理由が、親亡き後への不安や在宅で家族の支援を受けることができないという2つが多かったかと思う。これは、家族介護や同居ができなくなれば、施設に入所するしかないと思っている人が多いということかと思う。施設入所待機者に対して、働きかけていただければと思う。

具体的な内容として、施設入所者には、地域生活の体験機会の保証することが必要であると考え。少なくともヘルパー制度を施設入所者であったも利用できるようにし、個々の体験の機会を保障してほしい。また、自立生活を何度も体験できるよう体制を整備していただきたい。

就学期以降の暮らしにおいて、就労支援制度は、充実してきているが、ショートステイやヘルパー制度を利用した自立生活体験についても、充実を図っていただきたいと思う。

支援を受けながら一人暮らし実現するためには、重度訪問介護の利用促進が重要である。また、ピアサポート活動が精神のほうでは進んできていると思うが、障害に関わらずピアサポートをもっと促進できるようにお願いしたい。



また、障害のある方の賃貸物件への入居に対する差別が酷く、数年前から状況が変わっていない。入居支援に関してもお願いしたい。

#### 事務局・澤岡

次回以降、会長の岡田先生が研究されている結果の発表も踏まえ、京都市においても地域生活支援拠点いわゆる相談支援事業の部分、例えば、コーディネーターの配置、地域移行に関する支援、地域生活継続に関する支援、緊急時の駆け付け支援、ショートステイの確保などすべてをコーディネートしていくというものについて、国の方向性も踏まえつつ、次回以降の作業部会で重点的に議論を行いたいと考えている。

#### 川田委員

資料3の(9)自発的活動支援事業の②こころのサポートふれあい交流サロンの箇所数に関する実績について、令和5年度は12箇所であるが、令和6年度は、14箇所に増えている。これは、元々サロンを行っていたところがもう一度復活することを想定しているのか。

また、資料3(9)③その他の内容は何か。

そして、資料3(10)①精神障害者地域生活支援広域調整等事業の数値が令和11年度まで横ばいとなっているが増加の見込みはないのか。

#### 事務局・北垣

資料3の(9)②については、現在、空白区となっている南区と東山区にサロンを置いていきたいということを想定した数値である。

資料3(9)③については、改めて回答をする。

資料3(10)①は、近年の実績を踏まえ設定した数値である。

#### 赤穂委員

国へ報告等を行う上で、数字は、重要な部分にはなってくるとは思うが、数字ではない、内容面に関しても充実を図ってほしい。

#### 岡田(幸)委員

令和11年度までの長期にわたる計画であるので、コロナ禍である過去三年間の数値を根拠にするのではなく、さまざまな検証を踏まえるべき。

#### 小坂委員

地域生活を送るためには、地域住民の理解が必要である。

資料3(9)①ほほえみ交流活動支援事業について、小学校で多く実施しているが、地域住民は、子供だけではないため、生涯学習という意味において、様々な場所で大人相手にも交流を行っていきたい。そして、障害当事者がどんどん出ていき、地域住民の方とお話をし、理解していただける機会を増やしていくことが必要であるため、地域住民の理解という視点を盛り込むことをぜひお願いし

たいと思う。

また、地域住民の障害者理解のための啓発活動もきっちりといれたプログラムを組んでいく、小学生対象だけでなく、高校生、大学生あるいは社会人、一般人すべての人間に対して啓発できる機会を与えていく、そういうことを考えていただきたい。

**岡田（ま）会長**

皆さん、熱心に御議論いただきありがとうございました。

短時間かつ情報も限られているので、これから議論を深めていくところ。

本来、計画を立てる際には現状がどうなっているか、どこまで達成したらよいか、また、具体的に何をすれば数値目標を達成できるのかを考慮し、数値目標を設定する。

今回は、時間的な制約もあり、各障害福祉サービス等の数値目標だけの議論でなかなかわかりにくい部分があったかもしれないが、次回は、具体的な計画の中身の話になるかと思う。各委員においては、本日の資料の確認や今後市役所内部での予算要求等の交渉の際の材料となるような情報を提供し、建設的に議論を進められるようお願いしたい。